



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第467号 令和4年6月14日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
393	計量器の定期検査を実施する件	工業技術センター
394	第48期使用者委員の補欠委員について候補者の推薦を求める件	労働雇用戦略課
395	特別保護地区を指定するに当たり指針案を公衆の縦覧に供する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
396	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会を開催する件	同
397	基本測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
398	公共測量を実施する旨の通知があった件	同
399	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
400	道路の区域を変更する件	道路整備課
401	同	同
402	同	同
403	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
50	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
51	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
52	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
53	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第三百九十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所を次のとおり公示する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う検査にあつては、実施の期日を令和四年八月一日から同年十二月二十三日までとする。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実施の区域	対象となる特定計量器	実施の期日	受付時間	実施の場所
小松島市	計量法施行令（平成五年政令第二百二十九号）第十条第一項に規定する特定計量器	令和四年八月二十五日	午前十時から正午まで	小松島市立江町字清水一八四番地の一 立江公民館
		二十六日	午後一時から午後三時まで	同 坂野町字平田二四番地の二 坂野公民館
		二十九日	同	同 横須町一番一号 小松島市役所
		三十日	同	同
		三十一日	同	名東郡佐那河内村下字西ノハナ三一番地 佐那河内村役場
徳島市		同 九月六日	午前十時から正午まで	徳島市入田町春日二二一番地の一 徳島市入田コミュニティセンター
		同 七日	午前十時から正午まで	同 不動本町二丁目一七八番地の一 徳島市不動コミュニティセンター
		同 八日	同	同 国府町日開九四四番地の一 徳島市南井上コミュニティセンター
			午後一時から午後三時まで	同 西黒田字南傍示二七一番地 徳島市北井上コミュニティセンター

小松島市及び名東郡	徳島市	徳島市、小松島市及び名東郡		同	同	同	同	同	同	同 八月二十五日から 十二月二十三日 まで (県の休日(徳島県の休日 を定める条例(平成元年 徳島県条例第三号)第 一条第一項第一号及び第 二号に掲げる日をいう。)を除く。)
四時まで	午前十時から午後三時まで	同	同	同	同	同	同	同	午前九時から午後四時まで	同
二 徳島市勝占東部コミュニ ニ イセンター	同 中央通四丁目一八番地 徳島市東富田コミュニ ニ センター	同 中昭和町三丁目八一番 地 徳島市昭和コミュニ ニ ンター	同 津田町四丁目五番五 号 徳島市津田コミュニ ニ ンター	同 幸町二丁目五番地 徳島市役所	同 小松島市横須町一番一 号 小松島市役所	同 徳島市幸町二丁目五番 地 徳島市役所	同 雑賀町西開一番地の 二 徳島県立工業技術セン ター	同 雑賀町西開一番地の 二 徳島県立工業技術セン ター	同 雑賀町西開一番地の 二 徳島県立工業技術セン ター	同 雑賀町西開一番地の 二 徳島県立工業技術セン ター

徳島県告示第三百九十四号

徳島県労働委員会の第四十八期の使用者委員の補欠委員について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり候補者の推薦を求める。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 補欠委員の数

一人

二 推薦資格

本県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

三 使用者委員候補者の資格

法第十九条の十二第六項において準用する法第十九条の四第一項の規定による欠格者及び法令の規定により兼職に関する制限を受ける者でないこと。

四 推薦期間

令和四年六月十四日（火曜日）から同月二十四日（金曜日）まで

五 推薦手続

この推薦手続に参加する使用者団体は、推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

1 定款又は会則

2 事業計画

3 役員名簿（役職名、氏名、所属事業所名及び生年月日を記載したもの）

4 会員名簿

5 労働組合に関する業務参考資料

六 推薦の方法

この推薦手続により提出する書類は、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出すること。

徳島県告示第三百九十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 特別保護地区の名称

大歩危鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

三好市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

三 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 指針案

1 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

2 特別保護地区の指定目的

この区域は、ケヤキ、コナラ等の原生的な自然が多く残されており、一部にはヒノキ、スギ等の壮齢林との混交林も含まれ、多種多様な鳥獣の良好な生息地となっていることから、特別保護地区に指定し、良好な生息地の確保を図る。

五 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣対策担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び三好市役所

徳島県告示第三百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

日 時	場 所	案 件
令和四年七月六日（水曜日）午後二時から	三好市池田町マチ二四一五 徳島県西部総合県民局三好 庁舎大会議室	大歩危鳥獣保護区特別保護地区（三好市、既指定、面積百四十四ヘクタール、存続期間一〇年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話 八八三 五三 二〇六〇

）

徳島県告示第三百九十七号

国土地理院長から、令和四年徳島県告示第七十三号（基本測量を実施する旨の通知があった件）で公示した基本測量を令和四年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第三百九十八号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	板野郡松茂町の一部	令和四年四月二十九日から 令和四年十二月二十日まで

徳島県告示第三百九十九号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、令和四年徳島県告示第十八号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和四年二月二十八日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和四年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一九三号	那賀郡那賀町掛盤字五倍木回り 五番六地先から 同 六番一地先まで	旧	四・五〇一三・〇	四〇・〇
			九・一〇一六・五	八六・〇
			九・一〇一六・五	八六・〇
同	同	新	九・一〇一六・五	八六・〇

徳島県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和四年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名		区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	
一九三号		那賀郡那賀町掛盤字三田回り四 番五地先から 同 七番四地先まで		新		九・一〇一六・五		七二・〇	
				旧		三・五〇一七・五		三五・〇	
						九・一〇一六・五		七二・〇	

徳島県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和四年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一九三号	那賀郡那賀町掛盤字三田回り一番六地先から 同上 二番一地先まで 字上榎回り一	旧	三・五〇八・五	一九七・〇
			八・七〇二七・五	一六〇・〇
			八・七〇二七・五	一六〇・〇
新			八・七〇二七・五	一六〇・〇

徳島県告示第四百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和四年六月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大津町木津野字養父ノ内二七番一、 二八番一の一部、二九番一の一部、二九番 二及び三〇番の一部並びに字池ノ内一番一 の一部	鳴門市撫養町南浜字東浜 五〇五番地	株式会社東京不動産
同 撫養町齋田字西発三三番三及び三七 番並びに三三番三及び三七番の各地先市有 地	同 齋田字北浜 五七番地	有限会社すまいる計 画
同 大麻町市場字喜来前六番二の一部及 び六番三	板野郡板野町大寺字王子 一四八番地二	森 蘭
小松島市田浦町字中村五四番一の一部	小松島市田浦町字中村五 三番地の三	林 孝典 林 奈緒
同 芝生町字狭間一〇番一及び一一番	同 和田島町字松田 新田二二四番地の二五 エクリュ和田島B棟	西内 琢己
同 日開野町字崎田二三番一	同 金磯町三番九三 号	橋本 浩正
吉野川市鴨島町森藤字滝ノ上四五六番四 七番地	吉野川市鴨島町森藤四五 七番地	笠井 新次 笠井 華那恵
同 西麻植字大東三三番一の一 部	同 西麻植字 大東三四番地一	吉原 鮎香
美馬市脇町字拝原一七八一番一及び一七八 一番二	徳島市山城西三丁目一 番地二	株式会社クラフト

<p>名西郡石井町石井字石井一四一番一及び一四一番五</p>	<p>小松島市大林町字森ノ本一九の一</p>	<p>有限会社サニークーポレーション</p>
<p>同 高川原字高川原一四二三番一及び一四一六番一</p>	<p>美馬市脇町大字脇町八一三番地一</p>	<p>有限会社新町建設</p>
<p>板野郡松茂町長岸字南須六九番一</p>	<p>板野郡松茂町広島字南川向五一番地一〇</p>	<p>森 和樹</p>
<p>同 北島町中村字本須二八番及び二八番地先町有地</p>	<p>鳴門市撫養町斎田字北浜五七番地</p>	<p>画 有限会社すまいる計</p>
<p>同 網浜字川久保一五八番一及び一五九番一</p>	<p>東京都新宿区高田馬場三丁目四六番二五号</p>	<p>アイディホーム株式会社</p>
<p>同 北村字西久保五九番、七〇番一及び七一番並びに五九番及び七一番の各地先町有地</p>	<p>徳島市庄町一丁目二八番地一六</p>	<p>株式会社加藤不動産</p>
<p>同 字東蛭子四〇番一、四一番三、四二番一及び四二番二</p>	<p>同 万代町二丁目四番地七</p>	<p>株式会社フィールズ</p>

徳島県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一一、四一一人

徳島県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年六月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一七〇、〇八六人

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、二九一人
鳴門	一六、〇〇三人
小松島・勝浦	一一、四五七人
阿南	二〇、〇四九人
吉野川	一一、三八二人
阿波	一〇、三一五人
美馬	一〇、四四八人
三好第一	七、一一一人
名西	八、六二〇人
那賀	二、三〇九人
海部	五、六一四人
板野	二七、二九二人
三好第二	三、九五一人

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年六月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一七〇、〇八六八